

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 56 条の 4 第 2 項の規定により所有者が不明な船舶を撤去し、同条第 3 項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため同条第 4 項の規定により、次のとおり公示します。

平成 26 年 3 月 28 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保管した船舶の名称又は種類等

(1) 種類及び数量

オープンボート 1 隻

(2) 放置場所

伊万里市山代町浦ノ崎地先 浦ノ崎 2 号泊地

(3) 船舶を撤去した年月日

平成 26 年 2 月 19 日

(4) 船舶の保管を始めた年月日

平成 26 年 2 月 19 日

(5) 船舶の保管場所

伊万里市山代町久原 久原南埠頭

(6) その他

船舶番号 290-21015

2 保管した船舶についての問い合わせ先

伊万里市新天町 122 番地 4

伊万里土木事務所港湾課みなと利用担当

電話：0955 - 23 - 4719

F A X：0955 - 22 - 3449